

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 11	農林水産関係 第3回（H20.6.26） 提案・確認	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に 引き継ぐ。	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に 引き継ぐ。				14
		3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の 見直しを行い、新規事業の受益者負担割合につ いては、合併後1年を目処に統合するよう調整 する。	3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の 見直しを行い、新規事業の受益者負担割合につ いては、合併後1年を目処に統合するよう調整 する。				3
		（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、 野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正 したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度 等を制定する。	（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、 野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正 したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度 等を制定する。				5
		（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一す る。	（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一す る。				6
		（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立 する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏 まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定す る。	（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立 する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏 まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定す る。				10
25 - 12	商工・観光関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	1．商工業振興事業について （1） <u>奨励措置</u> については、対象要件・優遇制度等 の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、 小林市企業立地奨励条例を改正する。	1．商工業振興事業について （1） <u>企業誘致事業税の課税免除等の特例</u> につ いては、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合 併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨 励条例を改正する。 <u>また、補助金については、別 途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時 に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱 を制定する。なお、各市町における合併時まで の立地企業への優遇措置については、従前の例 による。</u>			調整内容中「企業誘致事 業税の課税免除等の特 例」を「奨励措置」に変 更し、補助金についての 文言を削除する。	6

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 12	商工・観光関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認		(2)宮崎フリーウェイ工業団地 条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化する。また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
			立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
			宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制度等を制定する。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
		2. 商工業関係団体について (1) 商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。	2. 商工業関係団体について (1) 商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。				10
		(2) 第三セクター(有限会社のじり農産加工センター) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。	(2) 第三セクター(有限会社のじり農産加工センター) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。				11
(3) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。	(3) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。				12		

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-12	商工・観光関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認	3. 観光振興事業について (1) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。	3. 観光振興事業について (1) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。				16
		(2) 観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	(2) 観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				17
		4. 観光関係団体について (1) 観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう観光協会へ協議調整の支援を行う。	4. 観光関係団体について (1) 観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。				19
		(2) 第三セクター(株式会社北きりしまリゾート 牧場・ハーメックのじり株式会社) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。	(2) 第三セクター(株式会社北きりしまリゾート 牧場・ハーメックのじり株式会社) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。				20
			(3)「日本で最も美しい村」連合 新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。			調整内容中「(3)」を削除する。	
25-14	建設関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	道路・橋梁関係について 【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	道路・橋梁関係について 【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				6
25-15	下水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	1. 公共下水道事業について (1) 下水道使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	1. 公共下水道事業について (1) 下水道使用料 下水道使用料については、小林市の料金を基本として合併後3年を目処に調整する。			調整内容中「下水道使用料については、」を削除する。 「料金」を「制度等」に変更する。	5